

最低限度額	最高限度額
4,231 円	13,246 円
5,118 円	13,246 円
6,028 円	13,246 円
6,735 円	16,177 円
7,267 円	19,158 円
7,322 円	21,289 円
7,184 円	22,484 円
6,801 円	23,787 円
6,233 円	23,376 円
4,379 円	20,698 円
4,120 円	15,241 円
4,120 円	13,246 円

を

最低限度額	最高限度額
4,243 円	13,158 円
5,065 円	13,158 円
5,954 円	13,158 円
6,664 円	16,212 円
7,140 円	19,035 円
7,262 円	21,484 円
7,067 円	22,600 円
6,439 円	23,769 円
6,026 円	23,392 円
4,323 円	21,025 円
4,140 円	16,299 円
4,140 円	13,158 円

に改める。

**熊本県告示第 690 号**

平成 14 年 9 月 30 日熊本県告示第 744 号の一部を次のように改正し、告示の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 16 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

最低限度額	最高限度額
5,316 円	13,408 円
6,164 円	13,442 円
6,869 円	16,585 円
7,350 円	19,380 円
7,325 円	21,668 円
7,257 円	22,681 円
7,047 円	24,388 円
6,411 円	23,467 円
4,413 円	19,687 円
4,250 円	14,875 円
4,250 円	13,408 円

を

最低限度額	最高限度額
5,065 円	13,158 円
5,954 円	13,158 円
6,664 円	16,212 円
7,140 円	19,035 円
7,262 円	21,484 円
7,067 円	22,600 円
6,439 円	23,769 円
6,026 円	23,392 円
4,323 円	21,025 円
4,140 円	16,299 円
4,140 円	13,158 円

に改める。

**熊本県告示第 691 号**

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 34 年熊本県条例第 44 号）第 15 条第 2 項第 2 号並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和 62 年熊本県規則第 28 号）第 2 条及び第 3 条並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 2 年熊本県教育委員会規則第 22 号）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定め、平成 15 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成 2 年 10 月から平成 15 年 3 月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成 2 年 12 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

なお、平成 14 年 9 月 30 日告示第 743 号は、廃止する。

平成 16 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子